



国際連合

—アパルトヘイト
との闘い—

アパルトヘイトとは何か

今日南アには3,300万人の人々が暮らしている。そのうちわずか450万人の白人だけが完全な市民権をもつ。残りの2,800万人の黒人は投票権はなく、その他の政治的諸権利ももたない。彼らがどこに住むか、どこで仕事をするか、どの学校に行くか、どこで生まれるか、そしてどこで死んでいくかまで規制の対象となる。これがアパルトヘイトと呼ばれる政策である。

南アの人口は法律で四つの人種グループに分けられる。すなわちヨーロッパ系の子孫である「白人」(13.7%)、アフリカの原住民または部族を指す「アフリカ人」(75.3%)、混血の人々を指す「カラード」(8.5%)、そしてアジア系の人々を指す「アジア人」(2.5%)である。「黒人」という言葉は一般に、白人を除くすべての人種グループを意味する。

アパルトヘイト（アフリカーンス語で「分離の意」）は、膚の色だけを基準にして南ア政府により実施されている不平等な人種隔離政策のことである。アパルトヘイトの目的は、大多数の黒人の選挙権を奪い、抑圧政策を通して白人の優先と経済的特権を守ることにある。

南アの法律は、統治議会の選挙権及び被選挙権を少数派の白人に限定している。1984年には白人による絶対支配議院とカラード及びアジア系のための議院の人種別3院制が設立されたが、絶対多数のアフリカ人は政治的発言権も投票権ももたないままである。

国土の約87%は白人用に確保されている。アフリカ人のために残された国土の13%は、最も不毛な土地で、バンツースタン（「ホームランド」または「民族国家」）と呼ばれる10の孤立した地域に分けられている。アフリカ人はこの「ホームランド」と特定のアフリカ人居住区にのみ土地を所有することができる。バンツースタンの「住民」と宣言された者は、たとえ事実上南アの他の地域に住んでいても、南アにおける市民権を失う。

南ア政府当局は、複雑な立法措置により人種別分類と居住区域や学校における人種差別を強制的に実施している。1986年、黒人の移動を制限する法律は廃止されたが、不法侵入や、住居並びに就業許可に関する法律はいまだ彼らの行動を効果的に規制している。

アパルトヘイト政策に対する国内並びに国際的反対は近年高まってきた。国内の反対派を弾圧するため、政府は相次ぐ非常事態を宣言、そのため事実上警察国家となった。非常措置は治安部隊に対して、弾圧行為の幅を拡大し、報道の検閲を行い、正当な裁判手続きを中止させている。1986年から少なくとも3万人が拘留され、その40%は18歳以下の子どもであった。子どもも含め拘禁者に対する拷問とひどい扱いは広く報じられている。非常事態が宣言されていなくとも、南アでは人口の大多数を占める黒人を取り締まり、抑圧するべく制定された広範囲な法律が施行されている。

国連の反アパルトヘイト活動

国連では1946年以来、南アの状態に取り組んできている。

国連総会は永年にわたり、アパルトヘイトは国連憲章の基本理念や世界人権宣言に違反するものであり、また人類に対する犯罪であると宣言してきた。この問題の平和的解決に向けた国際的統一行動が再三要求され、加盟国政府は外交的、経済的、軍事的分野で南アを孤立させるよう要請されている。1962年、南アの人種政策の厳密な見直しとアパルトヘイト廃止を支持する国際キャンペーンを推進するべく、アパルトヘイト特別委員会が設置された。

1974年、総会は南ア代表の国連活動への参加を拒否し、南ア政権がアパルトヘイト政策を続行する一方で国連ナミビア決議をも順守しない限り、あらゆる国際組織への加入と国連主催による国際会議への参加から除外することを提言した。同時にアフリカ統一機構（OAU）が承認する南ア民族解放運動組織を招き、オブザーバーとして国連討議に参加させた。1976年総会はアパルトヘイト反対行動計画を採択した。それに続き1978年を国際反アパルトヘイト年、1982年を「南アフリカ制裁国際年」と宣言した。

総会はアパルトヘイトに反対する三つの国際条約を採択している。すでに実施されている「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」と「アパルトヘイト罪の抑圧と処罪に関する国際条約」のほかに完全批准を待つ「スポーツ面での反アパルトヘイト国際条約」がある。

南アのアパルトヘイトの犠牲者を支援し、アパルトヘイトの影響を広く知らせるため、総会は種々の基金を設置する一方、アパルトヘイト反対者との連帯をはかる国際デーをいくつか制定している。

安全保障理事会では1960年以来アパルトヘイト政策の見直しを行っている。南アの情勢が国際の平和と安全を脅かすものとして1963年に自発的武器禁輸を開始した。これは後に国連憲章第7章のもとで義務的なものとされた。加えて安全保障理事会は南アにおける反アパルトヘイト闘争の合法性を認めめた。

国連の他の機関でも南アに対する特別な措置をとっている。人権委員会では、国際人権法の観点から厳密な見直しを行い、人種差別とアパルトヘイトに関する条約の履行状況を監視している。国連多国籍企業センターでは、アパルトヘイト下での多国籍企業活動による外資の投資、貿易、貸し付けの役割を浮き彫りにしてきた。国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機関

(WHO)、国連食糧農業機関（FAO）などの専門機関では南アフリカの加盟資格を停止しており、世界知的所有機関（WIPO）や世界気象機関（WMO）等、南アフリカの参加を事実上停止している。これらの専門機関はいずれもアパルトヘイト問題に関連したかなりの活動をしている。

反アパルトヘイト特別委員会

特別委員会は総会議長により指名された18の加盟国により構成される。現在の議長はナイジェリア国連代表であるJ.N.ガーバ少将が務めている。

役割

- ・ 南アのアパルトヘイト政策とその国際的な影響をあらゆる側面から絶えず検討し、適宜総会か安全保障理事会、またはその双方に報告する。
- ・ 総会決議が要求するアパルトヘイト廃止に向けた国際キャンペーンを促進、モニターする。

活動プログラム

特別委員会は国連のアパルトヘイト政策の策定の役割を果たす。南アが非協力な態度を続け国連決議に応じないため、国連はアパルトヘイト政策を断固廃止させるべく、アパルトヘイト政権の全面的孤立政策の実施に乗り出した。この責務を達成するため、特別委員会では通常次のことを行っている。

1. 各国政府、国連機関、政府間機関や非政府機関、反アパルトヘイト運動、経済団体、著名な個人その他との協議をもつ。
2. 加盟国その他関連団体が、南アのアパルトヘイトに対する国連決議の履行状況をモニターし、事実究明の調査を行い、実情を報告する。
3. 入手できる限りのアパルトヘイトの影響を報じ、次のような国際キャンペーンを展開する。
 - 一 南アに対する包括的、強制的制裁キャンペーン
 - 一 南アのスポーツ、文化面での交流ボイコット
 - 一 武器、原油禁輸キャンペーン
 - 一 政治犯、拘禁者の無条件釈放キャンペーン
4. アパルトヘイトに関する国際会議、セミナー、シンポジウム、ワークショップ、公聴会などを企画する。
5. 南アの黒人や民族解放運動組織に政治的、物質的援助を供与する。

反アパルトヘイトセンター

反アパルトヘイトセンターは、1976年南アのアパルトヘイト廃止に向けた行動を強化するため国連事務局の1部門として総会により設置された。事務次長補をトップとし、(1987年4月からMr. Mousouris)，(a)委員会事務及び調査部，(b)広報，援助，国際行動部で構成される。

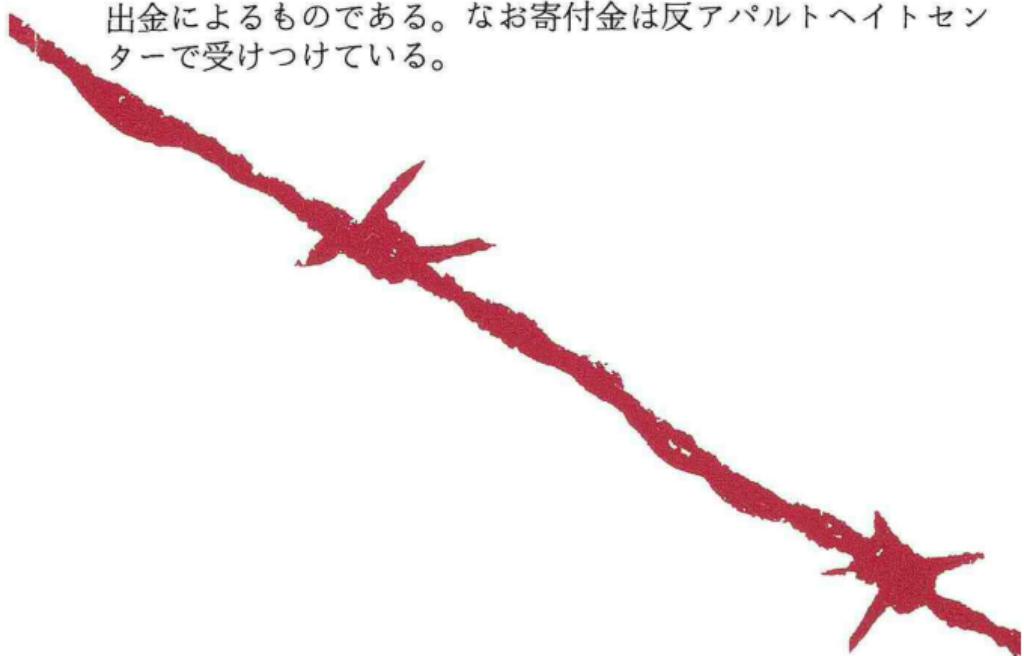
役割

- 南アにあるアパルトヘイトに関心をもつ政治団体を支援し、その決定事項を実施する。

活動プログラム

- (a) 反アパルトヘイト特別委員会とその補助機関、国連南アフリカ信託基金受託者委員会、国連南部アフリカ教育訓練計画、対南ア石油禁輸政府間委員会と計画中の対南アスポーツ委員会へのサービスを行う。
- (b) 南アの開発調査を行うと同時に、各国政府や諸機関により国連のアパルトヘイト反対決議がいかに履行されているかを調査する
- (c) 専門家の報告書、パンフレット、フィルム、ポスターなどの情報資料によりアパルトヘイト反対の広報活動を推進する。
- (d) 南ア制裁の国際キャンペーンを推進し、南アとスポーツ面で接触のあった者の名簿を年2回公表、また南アのアパルト政策下で興業を行った芸能人、俳優などの名簿を毎年発行する。2カ月に1回、アパルトヘイトに反対する国際行動をまとめた「ニュース・ダイジェスト」も発行する。
- (e) 次の基金、活動の管理行政を行う。
 - (i) 国連南アフリカ信託基金は南アフリカとナミビアの政治犯並びに家族に対する救済及び法的、教育面の援助を行っている
 - (ii) 国連南部アフリカ教育訓練計画は南アフリカとナミビアの青年に外国留学の奨学金を提供している
 - (iii) 反アパルトヘイト広報信託基金

これらの基金は各国政府、その他の機関、個人の自発的拠出金によるものである。なお寄付金は反アパルトヘイトセンターで受けついている。



国際行動の目標

1. 武器禁輸

強制的武器禁輸措置によって、すべての国々が南アに対し武器その他の軍事物資や器材供与の停止、また製造や維持管理ライセンスの取り消し、並びに核兵器の製造、開発における協力の停止を義務づけている。安全保障理事会では各国の禁輸措置履行状況を調査するため委員会を設置し、より効果的な対応策も検討している。

2. 石油禁輸

自発的石油禁輸の目的は、南アへの石油供給の全面阻止にある。1986年この禁止措置を実施するために「対南ア石油禁輸政府間委員会」が設置された。この委員会の努力と調査結果は広く政府関係者や関連機関に公表されることになっており、反アパルトヘイトセンターがこの委員会の仕事を援助している。

3. スポーツ・ボイコット

スポーツ面でのボイコットは、アパルトヘイトが廃止されるまで、国内外を問わず、個人または団体によるあらゆるスポーツ面での接触を禁止している。反アパルトヘイト特別委員会管轄のもとに作成された反アパルトヘイト国際スポーツ協定は1988年4月8日発効した。1989年3月には選挙で選ばれた15人の委員で構成する反アパルトヘイト・スポーツ委員会が新たに設置され、同協定の実施状況を監視している。

4. 文化ボイコット

アパルトヘイトの南アを文化的に孤立させるため、芸術家、芸能人等が南アで公演したり、その他の文化的接触を持たないよう求めると共に、芸術家たちの反アパルトヘイト抗議行動を推進する。反アパルトヘイトセンターでは、南アで興業を行った芸能人、俳優等の名簿を毎年発行している。

5. 南アの経済的孤立化

国連は加盟国、各国内認可機関、諸組織並びに個人と緊密に協力して、関係団体に対して南アへのあらゆる経済協力、特に投資の禁止、貿易、貸し付けの分野における協力に終止符を打つよう呼びかけている。また南アから石炭、金、鉱物及び農産物の輸入はもとより、南アへの貸し付け、信用貸し、技術供与の取り消し及び禁止を求める国際キャンペーンを支持している。

6. 政治犯、拘禁者の釈放キャンペーン

反アパルトヘイト特別委員会は、すべての政治犯、拘禁者の釈放とアパルトヘイト反対者の抑圧を停止することを求めて、世界的なキャンペーンをくり広げている。

7. 黒人労働運動の支援キャンペーン

反アパルトヘイト特別委員会は、世界中の政府、労働組合、経営者団体に対し、完全な労働組合権を含む黒人労働者の要求を支持するよう要請している。また同委員会は、しかるべき手段により、労働組合とその組合員及び黒人労働者に法的保護を求める支援を行っている。

8. 国際連帯デー

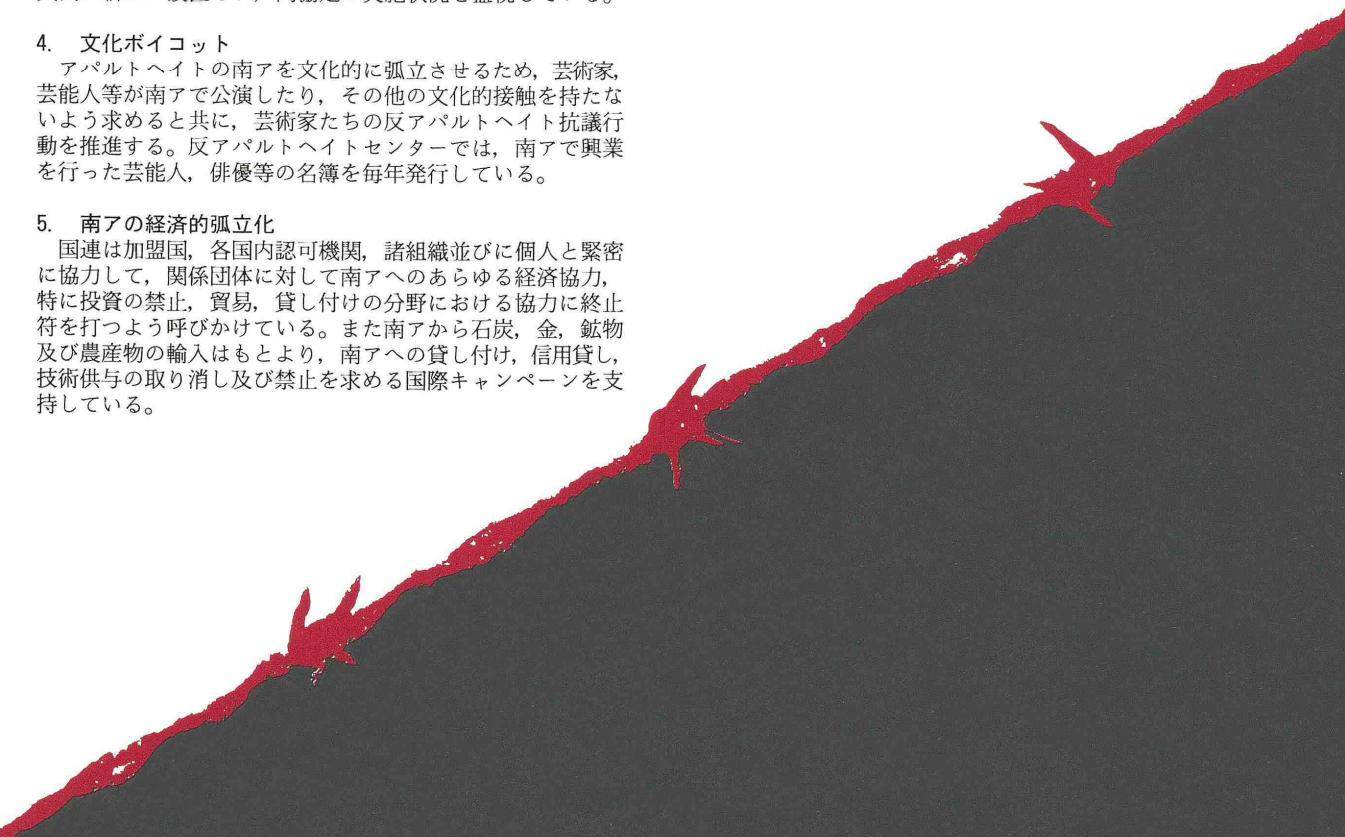
国連では、アパルトヘイト政権との闘いで重要な記念日に、国際的支援を盛り上げるための国際連帯デー記念活動を行っている。こうした記念日は次のようなものである。

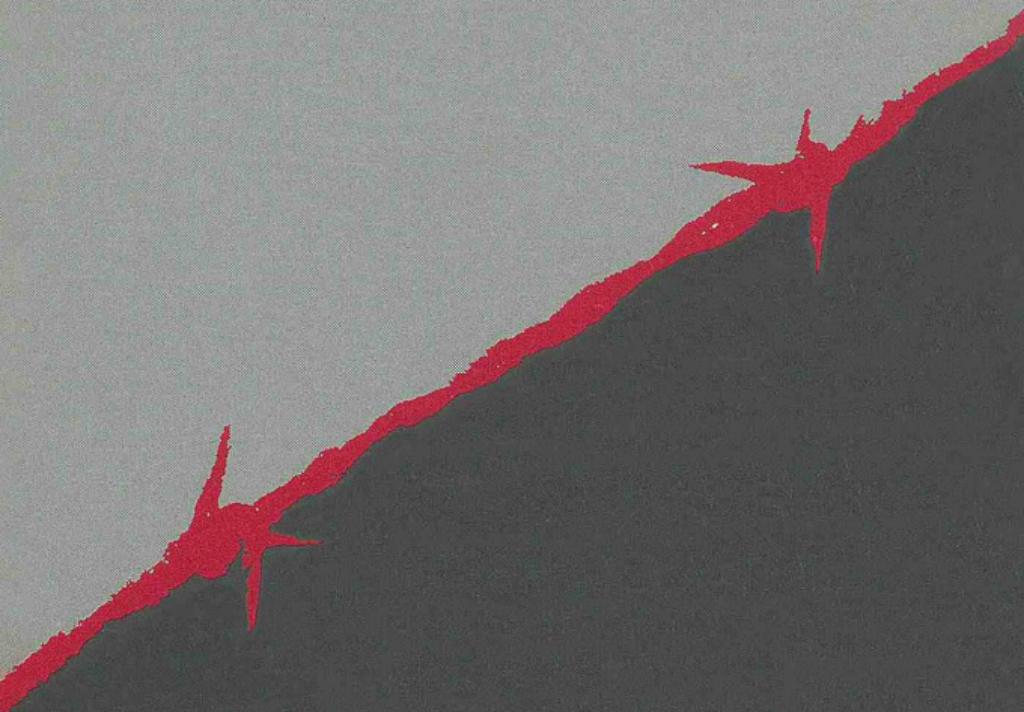
3月21日—国際人種差別撤廃デー

6月16日—南アフリカの闘う人々との国際連帯デー

8月9日—南アフリカおよびナミビアの婦人の闘争との国際連帯デー

10月11日—南アフリカの政治犯との連帯デー





00033052600991

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1

新青山ビル西館22階

〒107 電話 (03) 475-1611~2